

労務通信91号 2019.3号

成迫社会保険労務士法人 松本事務所 TEL 0263-33-2223 長野事務所 TEL 026-291-4152 株式会社 経理代行 松本事務所 TEL 0263-38-7300 長野事務所 TEL 026-291-4160 飯田事務所 TEL 0265-25-0261



在留資格を確認しましょう!

先日、昨年 10 月末現在の外国人雇用状況が公表され、外国人労働者数は過去最高を更新し、1,460,463 人となりました。前年同期対比では、14.2%の増加で 181,793 人増と高値で推移しています。その要因として、高度外国人人材や留学生の受け入れ、技能実習制度の活用による技能実習生の受け入れが進んでいる事が上げられます。また、先月号でもご紹介しましたが、人材不足が深刻な分野における労働力受入の枠組みとして新たな在留資格である「特定技能」も新設されますので、今後さらに外国人労働者の増加が見込まれます。そこで、外国人を雇用する前に「日本で働く事ができる外国人なのか」をしっかり確認する必要がありますので、そのポイントをご説明していきたいと思います。

◆就労可能な在留資格とは◆

外国人が、日本国内で働くためには入国管理法で定められた在留資格(全 28 種)のうち就労可能な在 留資格を保有している必要があります。主な就労可能在留資格は下表のようになります。

活動に基づく在留資格 →就労範囲は在留資格の範囲内 身分地位に基づく在留資格 →就労範囲に制限なし 就労不可の資格 →資格外活動の許可有の場合、就労可

- ① 技術・人文知識・国際業務・高度専門職・宗教・医療・教育・介護・技能・技能実習、研究
- ② 特定活動→インターンシップ、ワーキング・ホリデー制度利用の場合はパスポートに添付されている指定書にて要確認
 - 永住者・永住者の配偶者等・日本人の配偶者等・定住者
 - 留学・家族滞在・研修・文化活動・短期滞在

在留カード等番号失効紹介ページで失効状況が確認できます。 (入国管理局ホームページ http://lapse-immi.moj.go.jp/)

◆在留カードで在留資格を確認◆

在留資格・ 有効期限を 確認



就労不可の場合、裏面 に資格外活動の許可 があるかを確認



在留資格の確認を怠っていると、事業主も処罰の対象となります。外国人を雇用する際の在留資格確認方法や、外国人雇用状況届出書の届出方法など事前に確認されてはいかがでしょうか。 原 季子

扶養家族の保険証を発行する為の確認書類が変更になっています

平成30年10月1日から、日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際には、従来の収入確認書類に加え下記の身分関係及び生計維持関係を確認の出来る証明書類が必要となりました。

①戸籍謄本・戸籍抄本・住民票(同居で被保険者が世帯主の場合)にて続柄を確認。

②別居の場合は**預金通帳の写し又は現金書留の写し**にて仕送りの事実と仕送り額を確認。

このように厳格化された背景には、収入が多く本来扶養にはなれないご家族が認定されるというケースが相次いだことがあります。春には新しい社員を迎える時期となりますので、扶養家族がいらっしゃる場合には証明書類を加えてのご準備をお願い致します。詳細につきましては弊社担当者へご相談下さい。

百瀬 麻祐子